

制度（取扱い）概要

事業者選択型経営者保証非提供制度(略称:事業者選択型制度(横断的制度))													
目 的	信用保証協会による債務の保証について 信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないもの とすることを中小企業者が選択できる環境を整備することを通じて、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速し、もって中小企業者の事業の発展に資することを目的とする。												
資 格 要 件	<p>次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者。 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込資格要件は問わない。</p> <p>(1)信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2)申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3)次の両方又はいずれかを満たすこと。 ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過※1でないこと ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと※2。 (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。 (5)信用保証料率の引上げ※3により経営者保証を提供しないことを希望していること。 ※1「純資産の額\geq0」であること。 ※2「経常利益+減価償却\geq0」であること。 ※3中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。</p>												
対象となる保証	無担保保険 、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は事業再生保険に係る保証												
対象から外れる保証	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">法令の定めるところにより 経営者保証を徴求しない保証</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">本制度によらず、各保証の制度要綱等に基づき 経営者保証を徴求しない保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ①特例経営方向上関連保証 ②特例地域経済牽引事業関連保証 ③経営承継準備関連保証 (承継円滑化法第12条第1項第1号ハに該当する場合) ④経営承継借換関連保証 </td> <td style="vertical-align: top;"> ⑤「経営者保証を不要とする取扱い」が適用される保証 (金融機関連携型、財務型、担保型、その他) ⑥事業承継特別保証制度 ⑦事業再生計画実施関連保証制度(感染症対応型)であって経営者保証免除対応を適用する場合 ⑧伴走支援型特別保証制度であって経営者保証免除対応を適用する場合 ⑨スタートアップ創出促進保証制度 ⑩プロパー融資借換特別保証制度 ⑪経営者保証を徴求しない信用保証協会独自の保証制度及び自治体制度融資 </td> </tr> </tbody> </table>	法令の定めるところにより 経営者保証を徴求しない保証	本制度によらず、各保証の制度要綱等に基づき 経営者保証を徴求しない保証	①特例経営方向上関連保証 ②特例地域経済牽引事業関連保証 ③経営承継準備関連保証 (承継円滑化法第12条第1項第1号ハに該当する場合) ④経営承継借換関連保証	⑤「経営者保証を不要とする取扱い」が適用される保証 (金融機関連携型、財務型、担保型、その他) ⑥事業承継特別保証制度 ⑦事業再生計画実施関連保証制度(感染症対応型)であって経営者保証免除対応を適用する場合 ⑧伴走支援型特別保証制度であって経営者保証免除対応を適用する場合 ⑨スタートアップ創出促進保証制度 ⑩プロパー融資借換特別保証制度 ⑪経営者保証を徴求しない信用保証協会独自の保証制度及び自治体制度融資								
法令の定めるところにより 経営者保証を徴求しない保証	本制度によらず、各保証の制度要綱等に基づき 経営者保証を徴求しない保証												
①特例経営方向上関連保証 ②特例地域経済牽引事業関連保証 ③経営承継準備関連保証 (承継円滑化法第12条第1項第1号ハに該当する場合) ④経営承継借換関連保証	⑤「経営者保証を不要とする取扱い」が適用される保証 (金融機関連携型、財務型、担保型、その他) ⑥事業承継特別保証制度 ⑦事業再生計画実施関連保証制度(感染症対応型)であって経営者保証免除対応を適用する場合 ⑧伴走支援型特別保証制度であって経営者保証免除対応を適用する場合 ⑨スタートアップ創出促進保証制度 ⑩プロパー融資借換特別保証制度 ⑪経営者保証を徴求しない信用保証協会独自の保証制度及び自治体制度融資												
保証条件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">対象資金</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">各制度要綱等の定めによる</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証限度額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返済方法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸付形式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸付利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担 保</td> <td>必要に応じて徴求(ただし、無担保保険に係る保証については徴求しない。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保 証 人</td> <td>徴求しない。(本制度に係る貸付について金融機関が徴求する保証人を含む。)</td> </tr> </table>	対象資金	各制度要綱等の定めによる	保証限度額	保証期間	返済方法	貸付形式	貸付利率	担 保	必要に応じて徴求(ただし、無担保保険に係る保証については徴求しない。)	保 証 人	徴求しない。(本制度に係る貸付について金融機関が徴求する保証人を含む。)	
対象資金	各制度要綱等の定めによる												
保証限度額													
保証期間													
返済方法													
貸付形式													
貸付利率													
担 保	必要に応じて徴求(ただし、無担保保険に係る保証については徴求しない。)												
保 証 人	徴求しない。(本制度に係る貸付について金融機関が徴求する保証人を含む。)												
保証料率	<p>各制度要綱等に定められた所定の保証料率に①の場合は+0.25%、②または③の場合は+0.45% ①…資格要件(3)①及び②に該当する場合 ②…資格要件(3)①又は②、法人設立後2事業年度未満に該当する場合 ③…法人の設立後最初の決算又は2期目の決算における貸借対照表及び損益計算書がない場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">直前決算期において 債務超過でない</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">直前決算期において 債務超過である</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でない</td> <td style="text-align: center;">保証料率+0.25%</td> <td style="text-align: center;">保証料率+0.45%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申込日の直前2期の決算のいずれにおいても、減価償却前経常利益が赤字である</td> <td style="text-align: center;">保証料率+0.45%</td> <td style="text-align: center;">(本制度の対象外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人設立後2事業年度の決算がない場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">財務要件を問わず通常料率+0.45%</td> </tr> </tbody> </table>		直前決算期において 債務超過でない	直前決算期において 債務超過である	申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%	申込日の直前2期の決算のいずれにおいても、減価償却前経常利益が赤字である	保証料率+0.45%	(本制度の対象外)	法人設立後2事業年度の決算がない場合	財務要件を問わず通常料率+0.45%	
	直前決算期において 債務超過でない	直前決算期において 債務超過である											
申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%											
申込日の直前2期の決算のいずれにおいても、減価償却前経常利益が赤字である	保証料率+0.45%	(本制度の対象外)											
法人設立後2事業年度の決算がない場合	財務要件を問わず通常料率+0.45%												
保証料補助	各制度要綱等の定めによる												
責 任 共 有	各制度要綱等の定めによる												
申込時添付書類	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書												
金融機関の責務	金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して資格要件(4)①及び②の誓約事項について継続的な充足を促すこと。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について信用保証協会及び中小企業者と協議を行うものとする。												
留 意 事 項	※ 本制度は個別の保証制度ではありません 。上記の「対象となる保証」に該当する場合には、利用する保証制度にかかわらず適用されます。なお、お申込みの際には、信用保証依頼書の保証制度欄には「利用する保証制度名(横断的制度)」とご記載ください。(例:「経営安定(横断的制度)」)												
実 施 日	令和6年3月15日 施行												